

第7章 安否情報の収集・提供

1. 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している三木市民病院、学校等からの情報収集、県警察への照会などにより、安否情報の収集を行う。

2. 県に対する報告

市は、県への報告にあたっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。

3. 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ①市は、安否情報の照会窓口を設け、その電話及びファクシミリ番号、メールアドレス等を住民に周知する。
- ②住民からの安否情報の照会については、原則として市国民保護対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。
- ③照会の受付にあたっては、様式第4号に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の内容が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳カードなどにより、当該照会者が本人であることを確認する。

(2) 安否情報の回答

- ①市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ②市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

③市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3)個人の情報の保護への配慮

安否情報は個人の情報であるため、安否情報データの管理を徹底する。安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめ、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4. 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。